

# 特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置について

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」又は「暴風警報」が発表された場合や京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

なお、緊急電話に対応する必要がありますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

## 1. 「特別警報」について

1. 登校前に発表された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
2. 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合…水曜校時6校時（13時45分）から始業（給食なし）  
→13時25分に集合場所に集合し、集団登校  
1～3年生は6校時終了後（14時40分頃）下校  
4～6年生は7校時終了後（15時25分頃）下校
  - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合…臨時休業

## 2. 「暴風警報」について

1. 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
2. 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前 7時までに解除になった場合…平常授業→通常通り集団登校
  - ・午前 9時までに解除になった場合…3校時（10時30分）から始業（給食あり）  
→10時10分に集合場所に集合し、集団登校
  - ・午前11時までに解除になった場合…水曜校時6校時（13時45分）から始業（給食なし）  
→13時25分に集合場所に集合し、集団登校  
下校時刻は「特別警報」時と同じ
  - ・午前11時現在、警報発表中の場合…臨時休業

## 3. 「大雨警報」「洪水警報」について

「大雨警報」や「洪水警報」が発令されても、基本的には通常通りの教育活動を行います。

ただし、気象情報により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

※特に、全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。

## 4. 「避難指示」について

勸修学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難指示が発令対象地域です。勸修学区に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置をとります。

## 5. 在校中に「特別警報」、「暴風警報」、「避難指示」が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況に十分配慮し、下校させるかどうかを決定し、下校方法についてメール配信や学校ホームページでお知らせします。

「特別警報」発令時や不測の事態においては、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととし、「災害時児童引き渡しカード兼緊急連絡票」に記載されている引受人の方への引き渡し下校とします。引受人に変更がある場合は、担任までお知らせください。

## 6. 「地震」について

1. 登校前に発生した場合
  - (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
    - ※学校所在の山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
    - ※下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
    - ※休業日、休業前の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(PTAメール・ホームページ等)により、授業等を実施する旨を連絡します。
  - (2) 臨時休業とした場合、登校の再開は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
2. 在校中に発生した場合  
直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととし、「災害時児童引き渡しカード兼緊急連絡票」に記載されている引受人の方への引き渡し下校とします。引受人に変更がある場合は、担任までお知らせください。
3. 家庭での啓発  
災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。